

沿岸広域振興局長告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年1月18日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳 夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水海大渡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市両石町第4地割123番1地先から174番1地先まで	新	B 83.7～13.5 m	m 1300.0
釜石市両石町第4地割15番4地先から174番1地先まで	旧	A 47.8～8.3	1421.0
釜石市両石町第4地割123番1地先から174番1地先まで		B 83.7～13.5	1300.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
- (2) 期間 平成25年1月18日から同年2月18日まで